

# 社会保障

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子、その他困窮の原因に対し、**保険的方法**又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び**社会福祉**の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることである。

## 社会福祉

個人の自己責任による解決に委ねることが困難な生活上の諸問題に関して、社会的に種々のサービスを提供することにより、生活の安定や自己実現を支援する制度。子どもへの保育や、障害者等への福祉サービスなどの提供などがあり、社会保険のように給付を受けるために事前にお金を出し合う仕組みではなく、税金を財源として、政府や自治体が給付を行うものである。

その子ども、障害者等への福祉サービスの提供については、経済的困難がなくても、対象者の個々の事情に応じて必要なサービスが実際に提供されることが求められるため、原則として資力調査(ミーンズテスト)は行われぬ。社会福祉は、生活保護のような公的扶助と社会保険の中間に位置づけられるともいわれる制度である。

## 社会保険制度

日本の社会保障の四つの柱の一つで、医療、老齡、失業、労働災害などに対し、被保険者と事業者の保険料、公費の三者によって、一定基準の給付を行う保険制度。

# 新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



